



KOBE BUSSAN CO., LTD.



平成 29 年 12 月 15 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 神 戸 物 産 (コード番号：3038 東証第 1 部)
代 表 者 名	代表取締役社長 沼田 博和
問 合 せ 先	代表取締役副社長 田中 康弘
	TEL 079-496-6610

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 12 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」として、平成 30 年 1 月 30 日開催予定の当社第 32 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものです。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第 5 章 監査役及び監査役会 (選任) 第 26 条 (条文省略) <新設> <新設>	第 5 章 監査役及び監査役会 (選任) 第 26 条 (現行どおり) <u>②当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>③前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 30 年 1 月 30 日
定款変更の効力発生日	平成 30 年 1 月 30 日

以 上